

「どっぷり高知旅キャンペーン」鉄道沿線ウォーキングイベント実施委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

「どっぷり高知旅キャンペーン」鉄道沿線ウォーキングイベント実施委託業務

(2) 事業の目的

鉄道沿線の観光スポット等を巡り、行程の一部でやなせたかしさん作画キャラクターやスペシャルゲストの参加等の要素を盛り込んだモニターツアーを実施するとともに、その様子を観光PRに活用することで、地域ならではの観光素材（人（ガイド）、自然、体験、食など）の認知度向上や二次交通の利用促進、ひいては地域への誘客増につなげる。

(3) 事業内容

別添「「どっぷり高知旅キャンペーン」鉄道沿線ウォーキングイベント実施委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年7月31日まで

（ウォーキングイベントの実施予定時期は、令和7年4月、5月）

2 見積限度額

3, 000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「「どっぷり高知旅キャンペーン」鉄道沿線ウォーキングイベント実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

※(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望するものは、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して令和 6 年 11 月 28 日(木)までに高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備がある等のときは、入札参加資格が与えられない場合がある。なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザル募集の日、プロポーザルの件名及審査委員会の日時を審査申請書の欄外に朱書きで記入するとともに申し出ること。

(競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先)

所在地 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター

T E L 088-823-9788 F A X 088-823-9266

E-mail 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180301/>

6 説明会

説明を希望される場合は、個別に対応させていただきますので、令和 6 年 11 月 18 日(月) 17 時までに、下記【15 問合せ先】までお問い合わせください。

7 質疑と回答

資格要件及び企画提案書の作成・審査等に関する質疑は、令和 6 年 11 月 22 日(金) 17 時まで、質疑書(様式 1)により、持参・郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、F A X 又は電子メールで受け付けます。F A X 又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は高知県観光振興スポーツ部地域観光課のホームページに掲載します。

掲載先 <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020601/>

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（様式2）及び資格要件確認書（様式4）等の提出により申込を受け付けます。申込に当たっての提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（様式2）	A4縦	1部
2	共同提案者一覧（様式3）※1	A4縦	1部
3	資格要件確認書（様式4）	A4縦	1部
4	法人等概要書（様式5）	A4縦	1部
5	法人登記簿謄本	－	1部
6	都道府県税の納税証明書（写し可）※2	－	1部
7	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）※2	－	1部

※1 複数の事業者による共同提案（JV）の場合のみ必要

※2 競争入札参加資格者として登録を受けている場合は、納税証明書の添付を省略できます。

（1）参加申込書（様式2）

ア 提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メール

※電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

イ 提出期限

令和6年11月28日（木）17時必着

ウ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局

高知県観光振興スポーツ部地域観光課内（担当：西本、西森）

T E L 088-823-9706 E-mail 020601@ken.pref.kochi.lg.jp

（2）複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

ア 幹事者を決め、「参加申込書（様式2）」は幹事者が提出してください。

イ 全ての共同提案者について、「共同提案者一覧（様式3）」に記入のうえ、「共同企業体協定書」（写し）と併せて提出してください。

ウ 幹事者及び全ての共同提案者について、「資格要件確認書（様式4）」、「法人等概要書（様式5）」を提出してください。

エ 「参加申込書（様式2）」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、提出期限までに、変更後の「参加申込書（様式2）」、「共同提案者一覧（様式3）」及び「共同企業体協定書」（写し）を提出してください。

オ 共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体の構成員として参加することはできません。

（3）資格要件の確認

高知県観光振興スポーツ部地域観光課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年12月2日（月）までに申込者へ電子メールにて通知します。

（4）資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「「どっぷり高知旅キャンペーン」鉄道沿線ウォーキングイベント実施委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり

10 審査

別途定める「「どっぷり高知旅キャンペーン」鉄道沿線ウォーキングイベント実施委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり

11 審査結果

審査結果は、令和6年12月23日（月）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

<高知県情報公開制度>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>

12 日程

令和6年	11月15日（金）	プロポーザル参加申込受付開始
	11月18日（月）	個別説明問い合わせ期限
	11月19日（火）～11月20日（水）	個別説明対応期間

11 月 22 日（金）	質疑書の提出期限
11 月 28 日（木）	プロポーザル参加申込期限
12 月 16 日（月）	企画提案書の提出期限
12 月 20 日（金）	審査委員会（予定）
12 月 23 日（月）	審査結果通知（予定）

13 提出書類の取扱い

- （１）提出された書類は返却しません。
- （２）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）します。
- （３）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第 6 条第 1 項第 3 号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式 6 により提出してください。開示・非開示の判断は様式 6 に基づき行うものではなく、様式 6 を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
 <高知県情報公開制度>
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>
- （４）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 その他

- （１）参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- （２）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- （３）契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- （４）次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
 - ウ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - エ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整を行った事実が認められた場合

オ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

(5) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、協議により変更・修正を加える場合があります。

15 問合せ先

どっふり高知旅キャンペーン推進委員会事務局

高知県観光振興スポーツ部地域観光課内

担当：西本、西森

T E L 088-823-9706 F A X 088-823-9256

E-mail 020601@ken.pref.kochi.lg.jp